○　総務文教分野

区分	□ 新　規　　■ 再提案　(H29・4・20第140回総会；長野市)		
種類	■ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの □ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの □ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの □ その他（　　）	分野	■ 総務文教 □ 社会環境 □ 経済 □ 危機管理建設
要望先	□ 国	担当省庁	
	■ 県	担当部局	教育委員会事務局
	□ その他	名　　称	

件名	**8　国・県指定文化財の保存修理事業に対する県費補助金の拡充について**
提案市	長野市
提案要旨	国・県指定文化財の保存活用を目的とする保存修理事業に関し、適切な事業実施に必要となる財源を安定的に確保するため、県の文化財保護事業補助金交付要綱に基づく県費補助金の拡充を要望する。
提案理由	文化財は、長い歴史の中で受け継がれてきた、かけがえのない文化遺産であり、文化財保護法では「地域社会総がかりでその継承に取組むことが必要」とされている。文化財は国・県・市町村など各主体により指定等がされており、それぞれ国・県・市町村・所有者等の応分の負担により適切な保存がなされるが、本県では平成16年度以降、国指定文化財に対する県費補助金が大幅に縮減され、特に平成25年４月に補助金交付要領が制定されて以降は、補助金交付要綱に規定された県補助率が有名無実化し、国、市町村、所有者等の負担割合に比して著しく低い補助率により運用されている。また、県指定文化財についても、県予算の制約により適切な時期、内容の保存修理が実施できず、文化財の価値がき損されかねない状況となっている。文化財保護法が求める「地域社会総がかり」での文化財保護という理念に基づき、文化財の適切な保存と有効な活用を進めていく上で、県費補助金の補助率引上げ及び予算拡充による支援拡大を強く要望する。
現況及び課題等	・国指定文化財に対する県費補助金の補助率は要綱で規定されているが、平成25年度作成の要領によって補助率が著しく低く抑えられている。 「要綱」－国庫補助金相当額を控除した額の2分の1以内 （国庫補助率50％の場合 ⇒ 25％以内） 「要領」－事業主体が市町村以外の場合 ⇒ 7.5％～1％以内 事業主体が市町村の場合　建造物・重伝建 ⇒ 3％以内 史跡等 ⇒ 3％以内（上限50万円） ・県予算の制約により県指定文化財の適切な保存が実施できていない。
関係法令	文化財保護法、文化財保護条例 文化財保護事業補助金交付要綱、文化財保護事業補助金交付要領